# 平成28年度第7回清須市農業委員会議事録

召集	年月	日	平成 2	8年	10	月201	目 (木)	午後	2時				
召集	[場	所	清須市	i 役所	本庁	舎 3 🖟	皆大会詞	養室					
開		会	平成 2	8年	10,	月20日	目 (木)	午後	2時				
出盾	手委	員	20名	I									
	1番	: 大橋	浩		2番	渡辺	秋郷	3番	山田省	富士雄	4番	横井	満之
	5番	: 浅井	尊弘	`	6番	齊藤	嘉男	7番	横井	忠勝	8番	中野	浩光
	9番	猪子	勝三	. 1	0番	加藤	重雄	11番	花木	滿	12番	石黒	鉱俊
1	3番	石塚	芳政	1	4番	加藤	定雄	15番	後藤	鉃雄	16番	後藤	末秋
1	7番	: 加藤	和俳	1	8番	星野	満	19番	木村	芳彦	20番	加藤	頌茲
欠盾	手委	員	なし										
本会	議に	職務の	ために	出席	した	者の氏名	古						
事	務局	長	石田	隆									
主		事	佐藤	嘉起	、安	藤敏多	秀、石均	家 正己	、野口	泰司			
議事	≨ 日	程											
1	提	出案件	:										
	(1)	議決案	件										
	議	案第2	0号	「清	須市	農業経営	営基盤の	つ強化の	促進に	関する基	基本的な材	構想」 ∅	)変更
				に係	る意	見							
	議	案第2	1号	農地	法第	3条の対	見定に。	よる許可	申請				1件
	議	案第2	2号	農地	法第	5条第	1項の規	見定によ	る許可	申請に使	系る意見		1件
	議	案第2	3号	相続	税の	納税猶言	予に関す	ける適格	者証明	書 .			1件
	(2)	報告案	件										
	幸	告第1	8号	農地	法第	4条第	1 項第 ′	7号の規	定による	る届出			3件
	幸	告第1	9号	農地	法第	5条第	1 項第 (	5号の規	定による	る届出			10件
	幸	告第2	0号	生産	緑地	のあっせ	せんに使	系る協力	依頼				1 件
2	そ	の他											
	•	平成 2	8年度	の農	地パ	トローノ	レの日和	呈確認					
	•	平成2	8年度	清須	市食	育まつり	2案内						

会 長 こんにちは、収穫の秋を迎え、稲刈り始め農作業が忙しい時期です。日没もめっきり早くなり、夜になると急に気温が下がってくる季節ですので、委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。

では、改めまして、ただいまから平成28年度第7回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席議員は20名で、定足数に達していることを報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名いたします。16番後藤末秋委員と、17番加藤和伸委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

## (異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

「1 提出案件」「(1) 議決案件」について、

- ・「議案第20号 『清須市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』の変更に係る意見」
- ・「議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請」1件
- ・「議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請」1件
- ・「議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書」1件
- (2) 報告案件について
- ・「報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出」3件
- ・「報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出」10件
- ・「報告第20号 生産緑地のあっせんに係る協力依頼」1件です。それでは、「議案第20号 清須市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見」を議題といたします。 事務局に説明を求めます。

## 事 務 局 (主な変更点について説明した。要点は次のとおり。)

- ・ (3ページ) 農業経営の目標について、「家族経営体」と「企業的経営体」を「基幹経営体」として位置付け
- ・(6ページ)営農類型について、愛知県尾張農林水産事務所普及課 に照会した内容に変更。併せて「企業的経営体」を「ステップ アップ経営体」に変更
- ・ (9 ページ) 基本構想に位置づける認定農業者、新規就農者など担い手に利用集積する管内農地面積の割合を 50%から 30%に引き下げ (理由) これまでおよそ 10 年間の実績は、管内農地面積 2,693,701 ㎡のうち 381,268 ㎡、13.48%であり、引き続き集積目

標を50%とすると、今後10年間で毎年7haを集積する必要がある。直近三ヵ年の集積面積の平均は0.8haであり現実的でない。30%に引き下げても、毎年約2.7ha集積する必要があるものの、これを当面の目標とする。

- ・ (25ページ以降) 利用権設定の基準を別表として追加
- ・「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に、「清須市」を「本 市」など字句の修正、表現の統一
- 会 事務局の説明が終わりました。この案件についてご意見、ご質問等 があればお伺いいたします。
- 石 黒 委 員 営農類型のところで、コマツナは二人で4反はえらいんじゃない の。
- 事 務 局 愛知県に確認して、実際に営農されている例を挙げています。ここに記載してあるような営農すれば、目標を達成することができると指標を示したものです。
- 渡 辺 委 員 水稲の営農類型のところに50haとありますが、清須市にそんなに 水稲をされている農家はあるのですか。目標を達成すると仰ったけ ど、清須市でこれは現実的ではないのではないか。
- 事 務 局 清須市内の農家さんではないと思われます。農協のオペさんです とか近隣の実例も含まれていると思われます。
- 石 塚 委 員 清須市の計画なんだから、清須市内の農家さんの例を挙げないと いけないんじゃないの。
- 事 務 局 モデルとして挙げているものですので、どこの例であるかは、今 一度、県に確認します。

#### (「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農 業委員会として承認することといたします。

続きまして、「議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請」 を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書2ページ、番号7をご覧ください。申請地は、寺野花園\_\_\_ 番、登記、現況ともに田で、面積は300㎡です。譲渡人を\_\_\_\_ 様、\_\_\_\_様と、譲受人を\_\_\_\_様とする所有権移転の申請で す。 様、 様は、相続にて土地を取得しましたが、距離があり耕作が困難であること、小川様は、自己所有の農地と隣接しているため、一体利用したいとのことから今回の申請にいたりました。 様は、耕うん機、トラクター、コンバイン、軽トラックを所有し、家族4人で営農しており、従事日数は300日、経営面積6,496㎡、通作距離1km、通作時間徒歩10分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。以上、説明を終わります。

会

長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は私ですが、\_\_\_\_\_ \_\_様はご家族で農作業に従事され安定した農業経営をしておりますの で大丈夫です。他に何かご意見などありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。ではこの案件について許可することといた します。

続きまして、「議案第22号 農地法第5条第1項の規定による 許可申請に係る意見」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書3ページ、番号14をご覧ください。申請地は春日焼田\_\_\_ 番、登記田、現況畑面積347㎡です。譲受人を\_\_\_\_\_様、譲渡人を

\_\_\_\_\_様とした所有権の移転で、自己用住宅を建築するための農 地転用です。

現在、譲受人は、家族4人で清須市西市場三丁目の賃貸マンションで生活していますが、子供の成長とともに子供部屋が必要になるなど大変手狭になってきたことで今後の事を考慮し、両親に相談したところ、父の友人に承諾をえることになり、計画に至りました。開発許可審査基準の内容は、市街化調整区域決定前から継続して生活の本拠を有する農家等が分家住宅を建築する場合です。

申請地は、「運用通知第2の1の(1) x-(r)-a-(b)」により、清 須市役所春日支所から 265mほどに位置し、第3種農地と判断されま す。また、一般基準についても、他法令の許可見込みがあるなど、特 段の問題はありません。以上、説明を終わります。

会 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、加藤和伸委員で すが。

加藤和伸委員 はい、問題ありません。

会 しに何かご意見などありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

なければ、この案件について、当農業委員会として承認して、よろ しゅうございますか。

#### (「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」と の意見を付して進達することといたします。

続きまして、「議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事 務 局 4ページ、番号3「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてです。被相続人の死亡により平成28年2月17日に相続が発生しました。相続人は長男さんで、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、西枇杷島町小田井二丁目\_\_\_番、面積229㎡を含め5筆、合計面積は2,076㎡です。

耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用 条件であります。また、租税特別措置法第70条の6第1項並びに租 税特別措置法施行令第40条の7第1項、第2項の規定を被相続人、 相続人とも満たし農業経営が行われている状況と思われます。以上で す。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。この案件の地元は、渡辺秋郷委員と大橋浩委員ですが。

渡 辺 委 員 特に問題ないと思います。

大 橋 委 員 私の方も問題ないです。

#### (「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、原案のとおり当 農業委員会として承認することといたします。

続きまして、「(2) 報告案件」に入ります。「報告第 18 号 農地 法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」に入ります。順に読み上げ ますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

16番、阿原神門 番、登記、現況ともに田です。

横井満之委員問題ありません。

会 長 17番、西市場三丁目 番、登記は田、現況雑種地です。

花木委員結構です。

会 長 18番、新清洲三丁目\_\_\_番、登記畑、現況田、新清洲三丁目\_\_\_番、番、登記、現況ともに田です。

石 黒 委 員 はい、問題ありません。

会 長 この件について、何か質問などありませんか。質問などがなければ、「異議なし」とさせていただき本委員会として承認いたします。 続いて、「報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による 届出」に入ります。読み上げますから、地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

78番、土田二丁目 番、登記、現況ともに畑です。

石 黒 委 員 異状ありません。

会 長 79番、桃栄二丁目\_\_\_番、登記田、現況畑ですが。

斉藤委員 問題ありません。

会 長 ないですか。

斉藤委員 はい。

会 長 80番、東須ケロ 番、登記、現況ともに畑です。これは私のところで、広い道のところです。水の問題はないです。

続いて、81番、清洲土居\_\_\_番、登記田、現況宅地です。

横井忠勝委員問題ありません。

会 長 82 番、鍋片一丁目 番、登記、現況ともに畑です。宅地の真ん中にあるところです。

83番、上条一丁目 番、登記、現況ともに畑です。

石塚委員 市街化の農地で、特に問題ありません。

会 長 84番、清洲三丁目 番、登記、現況ともに畑です。

花 木 委 員 結構です。

会 長 85番、新清洲二丁目 番、登記畑、現況宅地です。

石 黒 委 員 結構です。

会 長 86番、一場御薗 番、登記、現況ともに畑です。

加藤重雄委員問題ないです。

会 長 87番、西田中松本 番、登記、現況ともに田です。

中野委員問題ありません。

(「異議なし」の声あり)

続いて、「報告第20号 生産緑地のあっせんの協力依頼」について事務局に説明を求めます。

- 事 務 局 平成28年9月28日に清須市長より生産緑地の買取りについて、 あっせんの協力依頼がありました。場所は一場御園719番で、登記、 現況ともに畑で、面積は1,147㎡、買取希望価格は1㎡あたり75,000 円です。買取りをあっせんいただき、希望される方が見えましたら次 回の農業委員会で結構ですので、お知らせください。
- 会 長 これで、本日予定されていたすべての議案が終了しました。この際、何か質問、意見などありませんか。なければ、「(3) その他」に移ります。事務局からお願いします。
- 事務局 (農地パトロールの実施方法などについて説明及び清須市食育まつりの開催を案内)
- 会 長 それでは次回の開催について確認します。平成28年11月21日、 月曜日、午後2時から、場所は清須市役所本庁舎3階大会議室ですの でよろしくお願いします。

以上で平成28年度第7回農業委員会を閉会します。

### 一終了時刻午後3時10分一

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な個人名などは「\_\_\_\_\_ 様」、地番は「\_\_\_番」との表記で省略して記載しています。